

医療を受けるなら マイナ保険証



令和7年12月2日以降、従来の保険証は使用できなくなりました。

この機会にぜひ、便利でよりよい医療が受けられるマイナ保険証の登録をお願いします。
マイナ保険証をお持ちでない方等は、資格確認書で保険診療を受けられます。

マイナ保険証のメリット

よりよい医療が受けられます！

初めて受診する医療機関等でも、ご本人が同意された場合、過去の特定健診の結果や薬剤・診療情報が医師や薬剤師と共有でき、よりよい医療が受けられます。

手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の自己負担限度額を超える分の医療費の支払いが不要です。

マイナ保険証の
利用登録は
こちらから↓



マイナポータル

乗船・下船・転職の時にも便利！

保険の加入手続きが完了すれば、従来の保険証のように保険証の発行を待つことなくマイナ保険証で保険診療を受けられます。

※保険が切り替わる際の加入手続きは都度必要です。

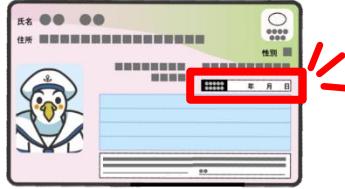
マイナ保険証をお持ちでない方等は**資格確認書**で
これまでどおり保険診療を受けられます。



詳しくは
こちらから→
船員保険部
ホームページ



マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合は、
マイナ保険証をご利用いただけません



電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面
またはマイナポータルからご確認ください。

有効期限の2~3か月前を目途に「有効期限通知書」が
同封された封筒がご自宅に送付されますので、お住まいの
市区町村窓口まで、忘れずに更新手続きをお願いします。



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2ステージビルディング 14階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前8時30分から午後5時15分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ～る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます！

